

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【公開番号】特開2007-179245(P2007-179245A)

【公開日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2007-026

【出願番号】特願2005-376181(P2005-376181)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/00 (2006.01)

G 07 F 7/02 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 4 1 0 C

G 06 F 17/60 4 3 2 A

G 07 F 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月16日(2010.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体を搭載する携帯端末と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバを運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関に設けられるサービス提供用サーバと、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理を実行する取引処理手段とを含む電子マネーシステムであって、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段と、

前記領域構築情報出力手段から送信されてきた前記領域構築情報を受信したことを条件として、該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に

従って、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求を前記サービス提供用領域管理サーバに送信するために出力する構築要求出力手段と、

該構築要求出力手段によって出力された構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたことを条件として、前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、複数種類のチャージ額の選択肢を表示し、該選択肢のうちから、ユーザの所望するチャージ額の指定を受付けるチャージ額受付手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、該チャージ額受付手段により指定を受けたチャージ額を示すチャージ額情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ額情報出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

所定期間内に各携帯端末にチャージされた電子マネー情報の累積額を管理する累積額管理手段と、

前記チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末について前記累積額管理手段にて管理されている累積額と、予め定められた上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ許容判定手段によりチャージを許容すると判定されたことを条件として、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報を当該要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報に加算するための処理を実行する電子マネー情報処理実行手段と、

前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報から、前記取引処理手段により前記取引処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段を備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたときは、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたときは、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数を少なくとも前記領域構築対価の決済用処理が未終了の携帯端末について管理する構築回数管理手段と、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の

前記構築回数が所定回数に達していることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段と、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したこととして、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す選択額情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段とを備え、

前記チャージ額受付手段は、該選択額情報出力手段から送信されてきた前記選択額情報が示す複数種類のチャージ額の選択肢を表示することを特徴とする、電子マネーシステム。

【請求項 2】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記選択額情報出力手段によって前記選択額情報が出力されるときに、前記上限額から前記累積額を減算した額であるチャージ可能額を示すチャージ可能額情報を前記携帯端末に送信するために出力するチャージ可能額情報出力手段を備え、

前記チャージ額受付手段は、前記選択額情報により示される複数種類のチャージ額のうち、前記チャージ可能額情報出力手段から送信されてきたチャージ可能額情報により示されるチャージ可能額以下のチャージ額を指定可能であることを示す態様で表示することを特徴とする、請求項1に記載の電子マネーシステム。

【請求項 3】

複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体を搭載する携帯端末と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバを運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関に設けられるサービス提供用サーバと、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理を実行する取引処理手段とを含む電子マネーシステムであって、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段と、

前記領域構築情報出力手段から送信されてきた前記領域構築情報を受信したことを条件として、該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求を前記サービス提供用領域管理サーバに送信するために出力する構築要求出力手段と、

該構築要求出力手段によって出力された構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたことを条件として、前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報をチャージを要求するためのチャージ要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、複数種類のチャージ額の選択肢を表示し、該選択肢のうちから、ユーザの所望するチャージ額の指定を受付けるチャージ額受付手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、該チャージ額受付手段により指定を受けたチャージ額を示すチャージ額情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ額情報出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末の前記電子マネーサービス提供用領域に記憶されている電子マネー情報の残額と、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶可能な電子マネー情報の上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ許容判定手段によりチャージを許容すると判定されたことを条件として、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報を当該要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報に加算するための処理を実行する電子マネー情報処理実行手段と、

前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報から、前記取引処理手段により前記取引処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段を備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたときは、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたときは、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数を少なくとも前記領域構築対価の決済用処理が未終了の携帯端末について管理する構築回数管理手段と、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数に達していることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段と、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す選択額情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段とを備え、

前記チャージ額受付手段は、該選択額情報を出力手段から送信されてきた前記選択額情報が示す複数種類のチャージ額の選択肢を表示することを特徴とする、電子マネーシステム。

【請求項 4】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記選択額情報出力手段によって前記選択額情報が出力されるときに、前記上限額から前記残額を減算した額であるチャージ可能額を示すチャージ可能額情報を前記携帯端末に送信するために出力するチャージ可能額情報出力手段を備え、

前記チャージ額受付手段は、前記選択額情報により示される複数種類のチャージ額のうち、前記チャージ可能額情報出力手段から送信されてきたチャージ可能額情報により示されるチャージ可能額以下のチャージ額を指定可能であることを示す態様で表示することを特徴とする、請求項3に記載の電子マネーシステム。

【請求項 5】

前記携帯端末は、さらに、

ユーザが前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済のための決済用処理に利用する決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する携帯端末側決済用処理機関情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記携帯端末側決済用処理機関情報出力手段から送信されてきた前記決済用処理機関情報を受信したことを条件として、当該決済用処理機関情報を、当該決済用処理機関情報送信元の携帯端末を他の携帯端末と識別可能にするための識別情報と対応付けて記憶するサーバ側決済用処理機関情報記憶手段と、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記サーバ側決済用処理機関情報記憶手段に記憶された決済用処理機関情報から、前記要求元携帯端末を識別するための識別情報に対応付けて記憶された決済用処理機関情報を検索する決済用処理機関情報検索手段と、

該決済用処理機関情報検索手段により検索された決済用処理機関情報から特定される決済用処理機関のサーバを前記決済用処理を行なうための通信先として指定する通信先指定情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力する通信先指定情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記通信先指定情報出力手段から送信されてきた前記通信先指定情報により指定される決済用処理機関のサーバに対し、前記決済用処理を要求する決済用処理要求情報を送信するために出力する決済用処理要求情報出力手段を備えることを特徴とする、請求項1から請求項4までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項 6】

前記携帯端末は、さらに、

前記決済用処理に利用する決済用処理機関の変更をユーザから受付けるための処理を実行する決済用処理機関変更受付手段と、

該決済用処理機関変更受付手段により受けた決済用処理機関を前記決済用処理に利用する決済用処理機関にする変更を要求するための決済用処理機関変更要求情報を、前記サービス提供用サーバに送信するために出力する決済用処理機関変更要求情報出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記決済用処理機関変更要求情報出力手段から送信されてきた前記決済用処理機関変更要求情報を受信したことを条件として、前記サーバ側決済用処理機関情報記憶手段において、決済用処理機関変更要求情報送信元の携帯端末の識別情報と対応付けて記憶されている決済用処理機関情報を当該決済用処理機関変更要求情報に従って変更される決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報を更新するサーバ側決済用処理機関更新手段を備えることを特徴とする、請求項5に記載の電子マネーシステム。

【請求項 7】

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つ

て、前記決済用処理を利用する決済用処理機関の指定をユーザから受付けるための処理を実行する決済用処理機関指定処理手段と、

該決済用処理機関指定処理手段により指定を受けた決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報を記憶する携帯端末側決済用処理機関情報記憶手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記チャージ要求情報出力手段が前記チャージ要求情報を出力したことを条件として、前記携帯端末側決済用処理機関情報記憶手段に記憶されている前記決済用処理機関情報から特定される決済用処理機関のサーバに、前記決済用処理を要求する決済用処理要求情報を送信するために出力する決済用処理要求情報出力手段とを備えることを特徴とする、請求項1から請求項4までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項8】

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記決済用処理を利用する決済用処理機関の変更をユーザから受付けるための処理を実行する決済用処理機関変更受付手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記携帯端末側決済用処理機関情報記憶手段に記憶されている決済用処理機関情報を、前記決済用処理を利用する決済用処理機関として前記決済用処理機関変更受付手段により変更を受けた決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報に更新する携帯端末側決済用処理機関更新手段とをさらに備えることを特徴とする、請求項7に記載の電子マネーシステム。

【請求項9】

前記携帯端末は、さらに、

前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済のための決済用処理を要求する決済用処理要求情報を決済用処理機関のサーバに送信するために出力する決済用処理要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記決済用処理の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、前記決済用処理機関のサーバにおける前記決済用処理が終了し、かつ前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記決済用処理機関のサーバにおける前記決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報送信要求出力手段により前記電子マネー情報送信要求を出力するために操作するリンク情報が添付された電子メールを、前記要求元携帯端末に送信するために出力する電子メール出力手段を備えることを特徴とする、請求項1から請求項8までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項10】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、当該チャージ要求情報を受けた旨を示すチャージ受付情報を当該チャージ要求情報送信元の前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記チャージ受付情報出力手段から送信されてきた前記チャージ受付情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済のための決済用処理を要求する決済用処理要求情報を決済用処理機関のサーバに送信するために出力する決

済用処理要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記決済用処理の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記決済用処理機関のサーバにおける前記決済用処理の終了を条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報を特定するための特定用情報を登録する特定用情報登録手段を備え、

前記電子マネー情報出力手段は、前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する送信済状態更新手段と、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきたことを条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段とを備え、

前記チャージ受付情報出力手段は、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたことを条件として、前記チャージ受付情報を出力しないことを特徴とする、請求項1から請求項8までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項11】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記領域構築対価の決済のための決済用処理が終了したことを条件として、前記構築回数管理手段に管理されている当該領域構築対価の決済のための決済用処理が終了した携帯端末の前記構築回数を減算する構築回数減算手段を備えることを特徴とする、請求項1から請求項10までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項12】

前記構築回数管理手段は、前記構築回数として前記領域構築対価の決済のための決済用処理が終了しているか否かを示す情報を管理し、

前記領域構築情報出力禁止手段は、前記構築回数管理手段によって管理されている情報によって前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記領域構築対価の決済用処理が未終了であることが示されることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止することを特徴とする、請求項1から請求項11までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項13】

複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体を搭載する携帯端末と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバを運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関に設けられるサービス提供用サーバと、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理を実行する取引処理手段とを含む電子マネーシステムにおける前記サービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を前記携帯端末から受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段と、

所定期間内に各携帯端末にチャージされた電子マネー情報の累積額を管理する累積額管理手段と、

前記領域構築情報出力手段によって出力された領域構築情報が受信されたことを条件として、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求が前記サービス提供用領域管理サーバに送信され、該構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたことを条件として前記携帯端末から送信されてきた前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報の送信元の携帯端末である要求元携帯端末について前記累積額管理手段にて管理されている累積額と、予め定められた上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ許容判定手段によりチャージを許容すると判定されたことを条件として、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された複数種類のチャージ額の選択肢のうちから指定が受けられたユーザの所望するチャージ額を示す情報であって前記携帯端末から送信されてきたチャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報を当該要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段と、

前記携帯端末から前記チャージ要求情報が送信されてきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたときは、前記携帯端末から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたときは、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数を少なくとも前記領域構築対価の決済用処理が未終了の携帯端末について管理する構築回数管理手段と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数に達していることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段と、

前記要求元携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させるための選択額情報を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段とを備えることを特徴とする、サービス提供用サーバ。

【請求項 1 4】

複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体を搭載する携帯端末と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築

および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバを運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関に設けられるサービス提供用サーバと、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理を実行する取引処理手段とを含む電子マネーシステムにおける前記サービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を前記携帯端末から受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段と、

前記領域構築情報出力手段によって出力された領域構築情報が受信されたことを条件として、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求が前記サービス提供用領域管理サーバに送信され、該構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたことを条件として前記携帯端末から送信されてきた前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報の送信元の携帯端末である要求元携帯端末に記憶されている電子マネー情報の残額と、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶可能な電子マネー情報の上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ許容判定手段によりチャージを許容すると判定されたことを条件として、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された複数種類のチャージ額の選択肢のうちから指定が受けられたユーザの所望するチャージ額を示す情報であって前記携帯端末から送信されてきたチャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報を当該要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段と、

前記携帯端末から前記チャージ要求情報が送信されてきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたときは、前記携帯端末から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたときは、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額の決済のための決済用処理の終了を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数を少なくとも前記領域構築対価の決済用処理が未終了の携帯端末について管理する構築回数管理手段と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数に達していることを条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段と、

前記要求元携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件と

して、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させるための選択額情報を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段とを備えることを特徴とする、サービス提供用サーバ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(3) 複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体（たとえば、記憶部192）を搭載する携帯端末（たとえば、携帯電話100）と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバ（たとえば、リモート発行サーバ400）を運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関（たとえば、電子マネー遊技使用サービスの提供業者）に設けられるサービス提供用サーバ（たとえば、電子マネー管理サーバ200、決済サーバ280）と、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報（たとえば、バリューなどの電子マネー）を用いた取引処理（たとえば、パチンコ遊技機700やスロットマシン等での遊技を可能とする所定の遊技価値を有するプリペイドデータを記録したプリペイドカード371を券売機300において発券する発券処理、カードユニット600においてプリペイドカード371に記録されたプリペイドデータで示される価値のうちから減算した価値に見合った遊技球を払出す球貸処理、および記憶部192に記憶されているバリューのうちから減算したバリューに見合った遊技球を払出す球貸処理）を実行する取引処理手段（たとえば、図35、図38および図39）とを含む電子マネーシステム（たとえば、電子マネーシステム10）であって、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録（たとえば、初期登録）を要求する登録要求情報（たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段（たとえば、携帯電話100、ウェブブラウザ機能によるウェブ処理、ステップS102、S104、S106、S108）を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS203、S207、S210、S214においてYESの場合）を条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム（たとえば、電子マネーアプリ111）を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段（たとえば、ステップS232）と、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS203、S207、S210、S214においてYESの場合）を条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域（たとえば、電子マネー遊技使用サービス用の記憶領域）を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報（たとえば、領域確保情報）を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段（たとえば、ステップS236）とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段（たとえば、データ処理部110、記憶部120）と、

前記領域構築情報出力手段から送信されてきた前記領域構築情報を受信したこと（た

とえば、ステップ S 122においてYESの場合)を条件として、該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求(たとえば、領域確保処理開始要求)を前記サービス提供用領域管理サーバに送信するために出力する構築要求出力手段(たとえば、ステップ S 123)と、

該構築要求出力手段によって出力された構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたこと(たとえば、ステップ S 126においてYESの場合)を条件として、前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報(たとえば、チャージ要求情報)を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段(たとえば、ステップ S 133)と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、複数種類のチャージ額の選択肢(たとえば、図 28(b)の購入金額選択画面の購入希望金額の選択肢)を表示し(たとえば、ステップ S 139)、該選択肢のうちから、ユーザの所望するチャージ額(たとえば、購入希望金額)の指定を受付けるチャージ額受付手段(たとえば、ステップ S 141)と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、該チャージ額受付手段により指定を受けたチャージ額を示すチャージ額情報(たとえば、第1口座振替依頼情報)を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ額情報出力手段(たとえば、ステップ S 142)とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末の前記電子マネーサービス提供用領域に記憶されている電子マネー情報の残額(たとえば、バリュー残高)と、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶可能な電子マネー情報の上限額(たとえば、携帯上保持限度額(30000円))に基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段(たとえば、ステップ S 251)と、

前記チャージ許容判定手段によりチャージを許容すると判定されたこと(たとえば、ステップ S 251においてYESの場合)を条件として、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報(たとえば、バリュー発行情報)を当該要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段(たとえば、ステップ S 277)とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報に加算するための処理(たとえば、バリュー発行時処理)を実行する電子マネー情報処理実行手段(たとえば、ステップ S 154 ~ S 158)と、

前記電子マネーサービス提供用領域に記憶された前記電子マネー情報から、前記取引処理手段により前記取引処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段(たとえば、非接触型ICチップ190の制御部191)とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきた(たとえば、ステップ S 241においてYESの場合)のが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段(たとえば、ステップ S 258)を備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたとき(たとえば、ステップ S 258においてNOの場合)は、前記チャージ額情報出力手段から送信されてき

た前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価（たとえば、ステップS260で算出されるチャージ手数料）の決済のための決済用処理（たとえば、金融機関に対するバリューの購入に対する対価の決済を行なうための処理、クレジットカードの提供機関に対するバリューの購入に対する対価の決済のために与信の可否の判断において与信可との結果が得られる処理）の終了（たとえば、ステップS269においてYESの場合）を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたとき（たとえば、ステップS258においてYESの場合）は、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価（たとえば、ステップS259で算出される初期登録手数料）との合計額（たとえば、ステップS259で算出される初期登録手数料とチャージ手数料との合計額）の決済のための決済用処理の終了（たとえば、ステップS269においてYESの場合）を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数（たとえば、未チャージ削除カウンタのカウント値）を少なくとも前記領域構築対価の決済用処理が未終了の携帯端末について管理する構築回数管理手段（たとえば、ステップS235, S2703）と、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数（たとえば、3回）に達していること（たとえば、ステップS216においてYESの場合）を条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段（たとえば、ステップS218において携帯端末情報が登録されず、ステップS233において仮登録された携帯端末情報でないと判断されるので、ステップS236において領域確保情報が送信されない）と、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS241においてYESの場合）を条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す選択額情報（たとえば、残高情報に含まれる表示金額リスト情報）を前記要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段（たとえば、ステップS256）とを備え、

前記チャージ額受付手段は、該選択額情報出力手段から送信されてきた前記選択額情報が示す複数種類のチャージ額の選択肢を表示する（たとえば、ステップS139）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

(13) 複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体（たとえば、記憶部192）を搭載する携帯端末（たとえば、携帯電話100）と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバ（たとえば、リモート発行サーバ400）を運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関（たとえば、電子マネー遊技使用サービスの提供業者）に設けられるサービス提供用サーバ（たとえば、電子マネー管理サーバ200、決済サーバ280）と、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報（たとえば、バリューなどの電子マネー）を用いた取引処理（たとえば、パチンコ遊技機700やスロットマシン等での遊技を可能とする所定

の遊技価値を有するプリペイドデータを記録したプリペイドカード371を券売機300において発券する発券処理、カードユニット600においてプリペイドカード371に記録されたプリペイドデータで示される価値のうちから減算した価値に見合った遊技球を払出す球貸処理、および記憶部192に記憶されているバリューのうちから減算したバリューに見合った遊技球を払出す球貸処理)を実行する取引処理手段(たとえば、図35、図38および図39)とを含む電子マネーシステム(たとえば、電子マネーシステム10)における前記サービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録(たとえば、初期登録)を要求する登録要求情報(たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等)を前記携帯端末から受信したこと(たとえば、ステップS203、S207、S210、S214においてYESの場合)を条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム(たとえば、電子マネーアプリ111)を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段(たとえば、ステップS232)と、

前記携帯端末から送信してきた前記登録要求情報を受信したこと(たとえば、ステップS203、S207、S210、S214においてYESの場合)を条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域(たとえば、電子マネー遊技使用サービス用の記憶領域)を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報(たとえば、領域確保情報)を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段(たとえば、ステップS236)と、

所定期間(たとえば、当日)内に各携帯端末にチャージされた電子マネー情報の累積額(たとえば、当日積算額)を管理する累積額管理手段(たとえば、ステップS2706)と、

前記領域構築情報出力手段によって出力された領域構築情報が受信されたこと(たとえば、ステップS122においてYESの場合)を条件として、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求(たとえば、領域確保処理開始要求)が前記サービス提供用領域管理サーバに送信され、該構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたこと(たとえば、ステップS126においてYESの場合)を条件として前記携帯端末から送信してきた前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報(たとえば、チャージ要求情報)の送信元の携帯端末である要求元携帯端末について前記累積額管理手段にて管理されている累積額と、予め定められた上限額(たとえば、1日購入限度額(30000円))とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段(たとえば、ステップS253)と、

前記チャージ許容判定手段によりチャージを許容すると判定されたこと(たとえば、ステップS253においてYESの場合)を条件として、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された複数種類のチャージ額の選択肢(たとえば、図28(b)の購入金額選択画面の購入希望金額の選択肢)のうちから指定が受けられたユーザの所望するチャージ額(たとえば、購入希望金額)を示す情報であって前記携帯端末から送信してきたチャージ額情報(たとえば、第1口座振替依頼情報)が示すチャージ額の電子マネー情報(たとえば、バリュー発行情報)を当該要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段(たとえば、ステップS277)と、

前記携帯端末から前記チャージ要求情報が送信してきたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段(たとえば、ステップS258)とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたとき(たとえば、ステップS258においてNOの場合)は、前記携帯端末から送信してきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価(たとえば、

ステップS260で算出されるチャージ手数料)の決済のための決済用処理の終了(たとえば、ステップS269においてYESの場合)を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたとき(たとえば、ステップS258においてYESの場合)は、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額(たとえば、ステップS259で算出される初期登録手数料とチャージ手数料との合計額)の決済のための決済用処理の終了(たとえば、ステップS269においてYESの場合)を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数(たとえば、未チャージ削除カウンタのカウント値)を少なくとも前記領域構築対価の決済用処理が未終了の携帯端末について管理する構築回数管理手段(たとえば、ステップS235,ステップS2703)と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数(たとえば、3回)に達していること(たとえば、ステップS216においてYESの場合)を条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段(たとえば、ステップS218において携帯端末情報が登録されず、ステップS233において仮登録された携帯端末情報でないと判断されるので、ステップS236において領域確保情報が送信されないと、

前記要求元携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したこと(たとえば、ステップS241においてYESの場合)を条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させる(たとえば、ステップS139)ための選択額情報(たとえば、残高情報に含まれる表示金額リスト情報)を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段(たとえば、ステップS256)とを備える。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

(14) 複数のサービス提供機関により使用が可能とされた記憶媒体(たとえば、記憶部192)を搭載する携帯端末(たとえば、携帯電話100)と、前記記憶媒体に各サービス提供機関が提供するサービスに応じてサービス提供用領域の構築および削除のための処理を行なうとともに、該サービス提供用領域の構築に応じた対価を請求するために各サービス提供機関ごとに課金管理を行なうサービス提供用領域管理サーバ(たとえば、リモート発行サーバ400)を運営するサービス提供用領域管理機関に登録しているサービス提供機関であり、提供サービスとして電子マネーサービスを提供する電子マネーサービス提供機関(たとえば、電子マネー遊技使用サービスの提供業者)に設けられるサービス提供用サーバ(たとえば、電子マネー管理サーバ200、決済サーバ280)と、前記記憶媒体に記憶された電子マネー情報(たとえば、バリューなどの電子マネー)を用いた取引処理(たとえば、パチンコ遊技機700やスロットマシン等での遊技を可能とする所定の遊技価値を有するプリペイドデータを記録したプリペイドカード371を券売機300において発券する発券処理、カードユニット600においてプリペイドカード371に記録されたプリペイドデータで示される価値のうちから減算した価値に見合った遊技球を払出す球貸処理、および記憶部192に記憶されているバリューのうちから減算したバリューに見合った遊技球を払出す球貸処理)を実行する取引処理手段(たとえば、図35、図38および図39)とを含む電子マネーシステム(たとえば、電子マネーシステム10)における前記サービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録（たとえば、初期登録）を要求する登録要求情報（たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等）を前記携帯端末から受信したこと（たとえば、ステップS203, S207, S210, S214においてYESの場合）を条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム（たとえば、電子マネーアプリ111）を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段（たとえば、ステップS232）と、

前記携帯端末から送信されてきた前記登録要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS203, S207, S210, S214においてYESの場合）を条件として、前記電子マネー情報を記憶するためのサービス提供用領域である電子マネーサービス提供用領域（たとえば、電子マネー遊技使用サービス用の記憶領域）を前記携帯端末の前記記憶媒体に構築するための領域構築情報（たとえば、領域確保情報）を当該携帯端末に送信するために出力する領域構築情報出力手段（たとえば、ステップS236）と、

前記領域構築情報出力手段によって出力された領域構築情報が受信されたこと（たとえば、ステップS122においてYESの場合）を条件として、前記領域構築情報で示される電子マネーサービス提供用領域の構築要求（たとえば、領域確保処理開始要求）が前記サービス提供用領域管理サーバに送信され、該構築要求に応じて前記サービス提供用領域管理サーバによって前記記憶媒体に前記電子マネーサービス提供用領域が構築されたこと（たとえば、ステップS126においてYESの場合）を条件として前記携帯端末から送信されてきた前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報（たとえば、チャージ要求情報）の送信元の携帯端末である要求元携帯端末に記憶されている電子マネー情報の残額（たとえば、バリュー残高）と、前記電子マネーサービス提供用領域に記憶可能な電子マネー情報の上限額（たとえば、携帯上保持限度額（30000円））に基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段（たとえば、ステップS251）と、

前記チャージ許容判定手段によりチャージを許容すると判定されたこと（たとえば、ステップS251においてYESの場合）を条件として、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された複数種類のチャージ額の選択肢（たとえば、図28（b）の購入金額選択画面の購入希望金額の選択肢）のうちから指定が受けられたユーザの所望するチャージ額（たとえば、購入希望金額）を示す情報であって前記携帯端末から送信されてきたチャージ額情報（たとえば、第1口座振替依頼情報）が示すチャージ額の電子マネー情報（たとえば、バリュー発行情報）を当該要求元携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段（たとえば、ステップS277）と、

前記携帯端末から前記チャージ要求情報が送信されたのが、前記領域構築情報出力手段によって前記領域構築情報が当該要求元携帯端末に出力されてから初回であるか否かを判定する初回チャージ要求判定手段（たとえば、ステップS258）とを備え、

前記電子マネー情報出力手段は、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回でないと判定されたとき（たとえば、ステップS258においてNOの場合）は、前記携帯端末から送信されてきた前記チャージ額情報が示すチャージ額の電子マネー情報のチャージに関するチャージ対価（たとえば、ステップS260で算出されるチャージ手数料）の決済のための決済用処理（たとえば、金融機関に対するバリューの購入に対する対価の決済を行なうための処理、クレジットカードの提供機関に対するバリューの購入に対する対価の決済のために与信の可否の判断において与信可との結果が得られる処理）の終了（たとえば、ステップS269においてYESの場合）を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記初回チャージ要求判定手段によって初回であると判定されたとき（たとえば、ステップS258においてYESの場合）は、前記チャージ対価と、前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築に関する領域構築対価との合計額（たとえば、ステップS259で算出される初期

登録手数料とチャージ手数料との合計額)の決済のための決済用処理の終了(たとえば、ステップS269においてYESの場合)を条件として、前記電子マネー情報を出力し、

前記領域構築情報出力手段によって出力された前記領域構築情報に対応する前記電子マネーサービス提供用領域の構築回数(たとえば、未チャージ削除カウンタのカウント値)を少なくとも前記領域構築対価の決済用処理が未終了の携帯端末について管理する構築回数管理手段(たとえば、ステップS235,ステップS2703)と、

前記携帯端末から送信してきた前記登録要求情報を受信したときに、前記構築回数管理手段によって管理されている前記登録要求情報送信元の前記携帯端末の前記構築回数が所定回数(たとえば、3回)に達していること(たとえば、ステップS216においてYESの場合)を条件として、前記領域構築情報出力手段による当該携帯端末への前記領域構築情報の出力を禁止する領域構築情報出力禁止手段(たとえば、ステップS218において携帯端末情報が登録されず、ステップS233において仮登録された携帯端末情報でないと判断されるので、ステップS236において領域確保情報が送信されないと、

前記要求元携帯端末から送信してきた前記チャージ要求情報を受信したこと(たとえば、ステップS241においてYESの場合)を条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させる(たとえば、ステップS139)ための選択額情報(たとえば、残高情報に含まれる表示金額リスト情報)を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段(たとえば、ステップS256)とを備える。